

## 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則

制定	平成25年8月1日	規則第13号
改正	平成27年3月27日	規則第1号
改正	平成28年3月10日	規則第1号
改正	平成28年12月20日	規則第5号
改正	平成28年12月20日	規則第7号
改正	平成30年3月23日	規則第1号
改正	平成31年3月12日	規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級の分類基準)

**第2条** 条例第5条第3項に規定する規則で定める職務は、別表第1のとおりとする。

(級別資格基準)

**第3条** 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第2の級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

- 2 級別資格基準表の職務の級の欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は、学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。
- 3 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることが、その者に有利である場合には、その区分によることができる。
- 4 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数（上位学歴を取得するまでの間に在学期間以外の経験年数があるときは、その期間を通算することができる。）による。ただし、職員以外の経験を有する者については、別表第3の経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）の定めるところにより、経験年数として換算することができる。
- 5 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の資格に対して、別表第4の修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）において加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前各項の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。
- 6 正規の試験の行われる職の属する職務の級における在級年数は、職員がその試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した時以後の在級年数とする。

(新職員の職務の級及び号給)

**第4条** 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級は、別表第1の職務の級の分類基準に基づいて決定し、その者の号給は、その資格に応じて別表第5の初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に掲げる号給とし、その者に適用しようとする同表の号給がその者の属する職務の級における最低の号給に達しないときは、その最低の号給とする。

- 2 新たに採用した職員が前項の規定によりその格付けされた職務の級の内容について必要な知識

経験を有する者であるときは、その者の受けるべき同項の規定による号給に別表第3により換算した経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除して得た数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

3 次に掲げる者から引き続き職員となった者又は1年以内に職員となった者の号給を決定する場合において、前項の規定によることが著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の給料を決定することができる。

(1) 給料表の適用を受けない職員

(2) 国家公務員又は地方公務員であった者

(3) 公共企業体に勤務する者又は勤務した者

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者

(5) 法令又は条例に基づいて任期が定められている職に在職して任期満了した者

(6) その他管理者が前各号に準ずると認める者

4 新たに職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、前3項の規定によるときにはその採用が著しく困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の給料月額を決定することができる。

（昇格及び降格）

**第5条** 職員を昇格させるときは、経験年数又は在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達している者のうちから1級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、その者の勤務成績が優秀である場合には、別に定めるもののほか、同表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の8割以上10割未満の年数をもって、同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される号給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

3 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

4 前項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額を決定することができる。

（昇給）

**第6条** 昇給の時期は、第6項に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

2 職員が現に受けている給料の号給を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、上位の号給に昇給させることができる。

3 前項の規定による昇給は、その者の職務について監督する地位にある者から昇給させようとする者の勤務成績についての証明を得て行わなければならない。

4 職員を条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、前項に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上（条例第6条第5項の規定の適用を受ける職員

にあつては、3号給以上)

(2) 勤務成績が良好である職員 4号給

(3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下

5 新たに採用された職員が3月以上満足すべき成績で勤務した場合で、市長において昇給させることが適当と認めたときは、第2項の規定にかかわらず、その者を昇給させることができる。

6 職員が生命を賭してその職務を遂行し、そのため死亡し、又は重度の障害者となったときは、第1項の規定及び昇格に関する規定にかかわらず、市長が適当と認める範囲において、特に昇格し、及び昇給させることができる。

7 職員が満足すべき成績で勤務しなかったとき、又は市長において昇給の必要がないと認めたときは、昇給は、これを停止することができる。

8 この条の規定(第6項を除く。)は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。  
(復職時等における給料月額調整)

**第7条** 復職時等における職員の給料月額調整を行う場合には、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第7の休職期間等換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日若しくは休暇の終了した日の翌日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を決定するものとする。

(給料の訂正)

**第8条** 職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を得て、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(扶養届)

**第9条** 条例第9条の規定による届出は、別に定める様式の扶養届を所属の長を経由し、任命権者に提出して行うものとする。

(特殊勤務手当の種類等)

**第10条** 条例第13条の規定による特殊勤務手当の種類は、特別勤務手当とし、その適用範囲、支給基準及び手当の額は、別表第8に定めるところによる。

(時間外勤務手当の割合)

**第11条** 条例第14条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

(3) 条例第14条第4項に掲げる勤務 100分の25

2 条例第14条第4項の規則で定める時間は、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間とする。

(休日勤務手当の割合)

**第12条** 条例第15条の規則で定める割合は、100分の135とする。ただし、管理者において特別な事情があると認める場合は、これを変更することができる。

(休日の日数に相当する数)

**第13条** 条例第16条の規則で定める数は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日の数及び同条に規定する年末年始の休日の数

との合計の数とする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の額)

**第 14 条** 職員が、勤務時間条例第 3 条から第 5 条までに規定する週休日又は勤務時間条例第 10 条に規定する休日（以下「休日」という。）に勤務したことにより代日休暇を受けた場合は、それらの勤務に対する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額は、勤務 1 時間につき条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たり給与額の 100 分の 35 とする。

(勤勉手当の支給基準)

**第 15 条** 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、100 分の 92.5 以内の割合とする。

(給与の減額)

**第 16 条** 職員が次に掲げる事由により、執務しない日又は時間については、条例第 28 条に定める給与の減額は、行わない。

- (1) 休日又は非番の日
- (2) 任命権者の承認を得た休暇（勤務時間規則に定める年次有給休暇及び特別休暇をいう。）
- (3) その他特にやむを得ないと認められる事由

(休業補償)

**第 17 条** 条例第 29 条に規定する休業補償を受けようとする者は、その傷病に関する医師の証明書を提出して、管理者の承認を受けなければならない。

2 休業補償の額は、1 年間を通じ、傷病による休業日数が 90 日以内の期間については、条例第 28 条の規定により減額された額に相当する額とする。

(遺族の範囲及び順位)

**第 18 条** 条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める遺族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が給与の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、これらの規定に掲げる順位による。

3 給与の支給を受けるべき遺族に同順位者が 2 人以上ある場合にあつては、そのうち 1 人を総代者とし、その者にこれを支給する。

(その他)

**第 19 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年 3 月 10 日規則第 1 号）

- 1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則第 14 条の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 28 年 12 月 20 日規則第 5 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年 12 月 20 日規則第 7 号抄）

（施行期日）

**第 1 条** この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 28 年紀南環境広域施設組合条例第 5 号。以下「整備条例」という。）の施行の日（平成 29 年 1 月 1 日）から施行する。（後略）

（紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第 4 条** 第 3 条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則別表第 7 の規定は、施行日以後の介護休暇の期間について適用し、施行日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 30 年 3 月 23 日規則第 1 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 31 年 3 月 12 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年紀南環境広域施設組合条例第 1 号）の施行の日（平成 31 年 3 月 12 日）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則第 15 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第2条関係）

職務の級の分類基準

行政職給料表	級	職務
	1級	1 技術員の職務 2 保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員の職務
	2級	1 技師の職務 2 一定の知識経験を有する保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員の職務
	3級	1 高度な知識経験を有する保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員の職務 2 主任技能員の職務
	4級	1 困難な業務を行う保育士、保健師、看護師、理学療法士、社会福祉士、栄養士、教諭、学芸員、技能員、主任技能員 2 企画員、主任
	5級	1 困難な業務を行う企画員、主任の職務 2 指導主事
	6級	参事、室長、館長、次長、所長、園長、局長
	7級	理事、森林局長、行政局長、教育次長、議会事務局長

別表第2（第3条関係）

級別資格基準表

行政職給料表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級以上
大学卒	0	3	3	8	別に定める
短大卒	0	5	3	8	別に定める
高校卒	0	7	3	8	別に定める

別表第3（第3条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似している者	10割以下	
	その他の者	8割以下	部内の他の職員と均衡を著しく失する場合は、この限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められる者	10割以下	
	その他の者	8割以下	
その他の期間	直接関係があると認められる者	10割以下	
	その他の者	5割以下	

別表第4（第3条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
旧大学院後期修了	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
旧大学院前期修了	20年	+4年	+6年	+8年	+11年
旧大学院1期修了	19年	+3年	+5年	+7年	+10年
新大6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
新大4卒	16年		+2年	+4年	+7年
旧大卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
旧専5卒	16年		+2年	+4年	+7年
旧専4卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
旧専3卒	14年	-2年		+2年	+5年
準専2卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
新高4卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
新高3卒	12年	-4年	-2年		+3年
旧中5卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
旧中4卒	10年	-6年	-4年	-2年	+1年
新高1卒	10年	-6年	-4年	-2年	+1年
新中卒	9年	-7年	-5年	-3年	
高小卒	8年	-8年	-6年	-4年	-1年
小学卒	6年	-10年	-8年	-6年	-3年

別表第5（第4条関係）

初任給基準表

行政職給料表

学歴	初任給
大学卒	1級25号
短大（2年）卒	1級13号
高校卒	1級5号

別表第6 昇格時号給対応表（第5条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16

29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	26	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	27	43	45	53	47	31
62	27	43	45	54	47	31
63	28	44	45	55	48	31
64	28	44	46	56	48	31
65	29	45	46	57	49	31
66	29	45	46	58	49	31
67	30	46	47	59	50	31
68	30	46	47	60	50	32

69	31	47	47	61	50	32
70	31	47	48	62	50	32
71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32
76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	
79	36	50	51	68	51	
80	36	50	51	68	51	
81	37	51	51	69	51	
82	38	51	52	69	51	
83	39	51	52	69	51	
84	40	51	52	69	51	
85	41	52	53	69	51	
86	41	52	53	70	51	
87	42	52	53	70	51	
88	42	52	53	70	51	
89	43	53	54	71	52	
90	43	53	54	72	52	
91	44	53	54	73	52	
92	44	53	54	74	52	
93	45	53	55	75	53	
94		54	55	75		
95		54	55	75		
96		54	55	75		
97		54	55	76		
98		54	56	76		
99		55	56	76		
100		55	56	76		
101		55	56	77		
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			

109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

別表第7（第7条関係）

休職期間等換算表

理由	引き続き勤務しない期間についての換算率
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可による休職	2/3以下
勤務時間条例第16条に規定する介護休暇の期間	3/3
条例第27条第2項の適用を受ける休職	1/2以下
公務災害及び通勤災害による休職	3/3
私傷病	1/3以下
地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職	0（ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3/3以下とすることができる。）
派遣職員の派遣の期間	3/3

備考 本表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

## 別表第 8（第 10 条関係）

## 特殊勤務手当

種類	項	適用範囲	支給基準	手当額 (円)	備考
特別勤務手当	1	廃棄物処理、そ族昆虫等 駆除及び下水道清掃作業 に従事する者	日額	400	ただし、実働半日の 場合は、半額とする。
	2	深夜に現場作業又は監督 業務に従事する者	1 回につき	1,500	
	3	ブルドーザー、グレーダ ー及びマカダムローラー に乗務する者並びに削岩 機使用作業に従事する者	日額	400	ただし、実働半日の 場合は、半額とする。

備考 この表の特殊勤務手当を支給される職員の適用範囲については、紀南環境広域施設組合職員管理職手当支給規則（平成 25 年紀南環境広域施設組合規則第 17 号）第 1 条に規定する管理職手当を支給する職員を除くものとする。